

議案第17号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保険料率） 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度に</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（9） 略 附 則 （令和2年度における保険料率の特例） 第11条 略 <u>（令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の特例）</u> 第12条 <u>第2条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、そ</u>	（保険料率） 第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度に</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（9） 略 附 則 （令和2年度における保険料率の特例） 第11条 略

れぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に該当する者 24,120円

(2) 第2条第2号に該当する者 40,200円

(3) 第2条第3号に該当する者 56,280円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。